

# 県産畜産物の販路開拓に向けた施策検討のための調査業務に係る一般競争入札公告

山梨県農政部畜産課が発注する「県産畜産物の販路開拓に向けた施策検討のための調査業務」に係る契約は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和5年8月10日

山梨県知事 長崎 幸太郎

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名  
県産畜産物の販路開拓に向けた施策検討のための調査業務
- (2) 業務内容  
県産畜産物の販路開拓に向けた施策検討のための調査業務仕様書のとおり。
- (3) 履行期限  
令和5年10月31日（火）
- (4) 履行場所  
山梨県農政部畜産課

## 2 一般競争入札の参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始は又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 次の入札参加資格を全て満たす者であること。
  - ① 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成14年2月28日山梨県告示第64号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿において、登録業種の「調査・研究」で登載されている者であること。
  - ② この公告の日から開札の日までの間に、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 令和元年度以降において、国または地方公共団体からの同種又は類似の業務内容を受託した実績を有する者であること。

## 3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号 400-8501  
住 所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号  
山梨県農政部畜産課 畜産振興担当  
電 話 055-223-1605  
メールアドレス chikusan@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

この広告の日から令和5年8月16日（木）までの、山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める件の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、3の（1）の場所において交付する。

また、電子メールによる交付を希望する場合は、必ず電話をした上で、令和5年8月16日（水）午後1時までに電子メールにて3（1）に掲げるメールアドレス宛に、入札説明書交付を希望する旨、連絡先（電話番号及びファックス番号）及び担当者名を送信すること。なお、交付は、電子メールへの返信により行われるので、受領したいアドレスから送信すること。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出方法

この広告の日から令和5年8月17日（木）までの、県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に3の（1）の場所に持参、又は郵送により提出すること。

(4) 入札及び改札の日時及び場所

令和5年8月25日（金）午後2時  
山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号  
山梨県庁 防災新館302会議室

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を持って落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他入札に関する事項は入札心得（別途配布）を確認すること。

#### 4 その他

(1) 落札者が契約締結までの間に「2 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(2) 入札保証金及び契約保証金

入札に参加しようとする者または契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第108条の2又は109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (3) 契約書作成の要否    | 要 |
| (4) 違約金の有無      | 有 |
| (5) 最低制限価格の有無   | 有 |
| (6) 前払金の有無      | 無 |
| (7) 詳細は入札説明書による |   |